

PCA Hub 労務管理利用規約 細則 (RA)

第 1 条 (契約申込・成立)

1. お客様が本サービスの利用を希望する場合、当社に代わって本サービスの販売窓口となっている販売パートナー（以下「販売パートナー」という）を通じてお申込みください。
2. 「販売パートナー」を通じてのお申込み完了後、当社から管理者への当社の定める「PCA Hub 利用通知書」(以下、「利用通知書」という)の送付をもって、本サービスの利用契約の成立といたします。
3. 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当している場合は、当該申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1)お申し込み内容に虚偽、ご記入漏れ、誤記、判読不能部分があった場合
 - (2)過去に規約違反等により、当社が提供するサービスご利用の資格を取り消されたことがある場合
 - (3)その他当社がお客様として不適切と判断した場合

第 2 条 (利用期間・更新・解約)

1. 「利用通知書」に記載される「課金開始日」より、正式に「お客様」のご利用期間およびご利用料金の課金が開始されます。
2. ご利用期間満了後は、当社が規定する期日までに変更手続き、解約手続きがない場合、ご契約いただいている期間(1 ヶ月または 12 ヶ月)ごとにご利用期間が自動更新されます。
3. 本サービスのご利用を終了される場合は、「販売パートナー」を通して当社へ解約をお申込みください。月額利用の解約について、「販売パートナー」が各月 20 日までに解約申込を行った場合、当月末で解約となり、翌月分のお支払いは発生しません。各月 21 日以降に解約申込を行った場合は、翌月末日で解約となり、翌月分までのお支払いが発生します。年額利用の解約について、「販売パートナー」がご利用期間満了月 20 日までに解約申込を行った場合、ご利用期間満了日で解約となり、翌年分のお支払いは発生しません。ご利用期間満了月 21 日以降に解約申込を行った場合は、翌年分（12 ヶ月分）までお支払いが発生します。
4. いただいた解約申込に入力漏れ等の不備がある場合等は本サービスの解約日が遅れる場合がございます。

第 3 条 (利用時間・サポートサービス)

1. 本サービスは、24 時間 365 日ご利用いただけます。ただし、当社サービス環境のメンテナンス等の都合により、サービス提供時間中を含む当社の指定する時間に、本サービスを一時的に停止することがあります。その際、当社はあらかじめその旨を管理者に対して、当社所定の方法にて通知するものとしませんが、AWS 事由又は緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。ただし、AWS 事由又は緊急やむを得ない場合に本サービスを一時的に停止したときは、当社は管理者に対し、当該停止の内容について、事後に報告するものとしします。

2. 本サービスをご利用のお客様に対し、「利用通知書」に記載されたお申し込み製品を対象に、下記の「サポートサービス」をご提供させていただきます（「サポートサービス」のご提供は日本国内に限らせていただきます。）なお、「サポートサービス」の提供期間は、利用期間と同一です。

①専用サポート電話のご利用（フリーダイヤル）

「サポートサービス」専用電話にて、サービスの利用方法のお問合わせができます。

＜「サポートサービス」のご利用時間＞

月～金（祝日／当社指定休日を除く） 9:30～12:00 13:00～17:30

②各種情報をご提供

第4条（利用内容の変更・届出事項）

1. サービスの追加およびライセンス数の変更の場合は「販売パートナー」を通じて当社にお申込みください。月額利用の変更について、「販売パートナー」が毎月20日までに変更申込を行った場合は翌月、毎月21日以降に変更申込を行った場合は翌々月以降に変更後の契約内容で利用料金の課金が始まります。年額利用の変更について、「販売パートナー」が毎月20日までに変更申込を行った場合は翌月、毎月21日以降に変更申込を行った場合は翌々月以降に加算になる差額分の利用料金のお支払いが発生します。
2. 利用料金が減額になる場合でも変更前にお支払いいただいている利用料金については返金いたしません。
3. 変更内容の反映は、変更手続き完了後に送付する「開通案内」に記載いたします。
4. 次の各号のいずれかに該当するときは、お客様は自身または管理者により変更内容を当社の定める方法で当社にすみやかに届け出る義務があります。
 - (1)住所または所在地を変更しようとするとき
 - (2)商号または屋号を変更しようとするとき
 - (3)代表者または事業主を変更しようとするとき
 - (4)決済方法や決済に必要な諸届けの内容を変更しようとするとき
 - (5)管理者、電話番号またはe-mailアドレスを変更しようとするとき
5. 当社が必要と判断する書類がある場合、お客様は当該書類を提出しなくてはなりません。
6. お客様について破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立て、手形交換所の取引停止処分、差押または滞納処分が行われた場合は当社にすみやかに届け出る義務があります。（ただし、支払完了済みの期間を除く）

第5条（利用料金と支払方法）

1. 本サービスの利用料金は、「販売パートナー」より別途告知するものとし、お申込みいただいたプランに応じて金額を決定します。
2. 本サービスのご利用料金は、当社および「販売パートナー」が定める条件及び課金基準により求められ、「販売パートナー」からの請求となります。また、「お客様」は「販売パートナー」が定める方法で

期限までに、利用料金を支払うものとしします。

付則

1. 本細則は、2024 年 6 月 12 日から実施します。